

タイにおける障害者の政治的権利

—選挙法と投票権の保障—

西澤 希久男

はじめに

2019年3月24日、タイで人民代表議会（以下、下院と表記）議員選挙が実施された。この選挙は、2014年5月に発生したクーデタ後に制定された恒久憲法である、仏暦2560（西暦2017）年タイ王国憲法（以下、2017年憲法と表記）のもとで実施された最初の下院議員選挙であった。

2017年憲法はクーデタによって樹立された軍事政権下において制定された憲法であり、そこでは、軍事政権が影響力を持ち続けるのと、下院において単独で勢力を有する政党が生じないような装置が盛り込まれていた。また、新しい憲法が制定されたにもかかわらず、下院議員選挙がなかなか実施されなかったこともあり、非常に注目を浴びた選挙であった。

この選挙の結果、軍事政権の流れをくむ、官民協力（パラン・プラチャーラット）党が連立政権の樹立に成功し、軍事クーデタの立役者の1人である、プラユット・チャンオーチャが引き続き首相を務めることとなった。タックシン派の政党であるタイ貢献党は、獲得議席数で第一党となり選挙に強いところをみせることはできたが、大幅に議席数を減少させ、連立政権樹立までには及ばなかった。2017年憲法に埋め込んだ装置がなんとか機能したといえる。

この選挙において、もう1つの注目点は、初めての下院議員選挙に臨んだ「新未来党」が第3党に躍進したことである。この躍進には、中小規模政党にとって有利な選挙制度の恩恵を受けたこともあるが、タイの政治がタックシン派と反タックシン派だけで特徴づけることができないことを示しており、両派の争いから

離れた意見の重要性を示すものであった。

新未来党の躍進と議会内外での活躍は、タイの支配層が政治闘争において使用する常套手段である、憲法裁判所による解党判決を招来し、党首をはじめとした政党幹部の公民権は停止された。しかしながら、この選挙で生まれた新たな政治の流れは、解党判決により尽き果てるのではなく、王室改革の要求を掲げるなど、これまでにみられなかった反体制運動へとつながっていった。

新未来党、その後継政党である前進党の躍進のなかであまり注目されていないが、同党比例代表選出議員として、2人の障害者が選出された。下院議員として障害者が選出されるのはタイの憲政史上初めてのことである（Thongkhaw 2019）。1932年の人民党革命後、1933年11月にタイにおいて初めての国政選挙が実施されている。途中、軍事政権による統治のため選挙が行われなかった期間があるとはいえ、下院議員として障害者が選出されるまで80年以上の期間を要した。これは、タイにおいて、非常に長い間、障害者の政治的活動が実質的に制限されていたことを示している。

また、2022年5月22日には、バンコク都知事およびバンコク都議会議員の選挙が実施された。当該選挙も、軍事政権による統治の影響を受けて、延期を受けていたものである。都知事選挙立候補者による選挙活動において、今回特徴的であったのは、障害者問題が争点の1つとなっていたことである。これは、大臣経験の有する有力候補者であり、バンコク都知事に当選した、チャチャート・シティパンが、都知事選挙が始まる前から、障害者と共同でバンコクにおける障害者問題を報告するなどの活動を行い、選挙戦においても改革の論点として障害者に関係する問題を取り上げていたからである。チャチャートが熱心に障害者問題を取り上げたのは、家族に障害者がいることが主たる原因と推察されるが、いずれにせよ、有力候補者が障害者問題を論点として取り上げたため、2022年の都知事選においては、障害者問題が注目論点の1つとなった。

上記のように、2014年のクーデタ後、長らく選挙の実施が望まれるなかで、初めて実施された2019年の選挙で障害者が初めて選挙によって下院議員として選出され、2022年の都知事選において障害者問題が注目を浴びたのは、政治における障害者の位置が変化していることを示している。とくに、障害者が初めて下院議員に選出されたのは大きな変化であり、タイにおける障害者の政治的権利

の進展を示しているが、タイの障害者率が選挙当時約3%¹⁾であったことを考慮すると、当選者数の点でいまだ不十分であることも表わしている。

障害者の政治的権利に関連して、考慮すべき重要な要素は、障害者権利条約との関係である。タイは障害者権利条約を2007年3月30日に署名し、2008年7月29日に批准した。タイ政府は、同条約35条により報告義務が課され、その報告にもとづく審査を2016年に終えている。審査の過程のなかで、障害者権利委員会は、事前質問において、障害者が政治に参加する権利を制限する法律を廃止するような、地方、地域、国レベルでの、障害者による政治的権利の行使を保障するために採用された立法措置について説明することをタイ政府に求めている（CRPD 2015, para.29）。事前質問に対してタイ政府は、仏暦2546（西暦2003）年地方議会議員および地方自治体首長選挙に関する規則において、選挙委員会が、障害者に対して支援し、便宜供与することが求められており、また障害者の政治参加はあらゆるレベルで振興されており、現在、国家立法議会、国家改革推進評議会、並びに、県、郡、村レベルでの地方議会において障害者議員がいる旨回答している（CRPD 2016a, para.65）。タイ政府からの回答を受けて、障害者権利委員会は、総括所見のなかで、障害者の投票および立候補に関する権利の制限、投票の秘密を確保する手段の欠落、ならびに、投票手続きにアクセス可能な形態に関する情報の欠如について憂慮している（CRPD 2016b, para.59）。そして、委員会は、次のように勧告した。すなわち、政府は、求められる法的能力の復活を含め、すべての障害者が投票および立候補できるようにし、政治キャンペーンおよびその資料を含め、選挙のすべての段階において完全にアクセスできるようにし、また、投票の秘密を尊重した投票行為を確保するために、政治および公的生活への障害者の参加を制限するすべての法律を改正することを勧告した（CRPD 2016b, para.60）。

当該勧告は2016年になされており、勧告後に制定された国政および地方選挙に関する法律において、同勧告の内容がどのように生かされているか注目される。そこで、本章では、タイにおける障害者の政治的権利を考察するために、タイに

1) 2019年4月1日において、3.01%であった（Kromsongsoemlaepatthanakhunnaphapchiwitkhon phikan 2019）。

における選挙制度、選挙関係法令の内容について概説するとともに、法令が有する問題点について、2017年憲法のもとで実施された最初の選挙である2019年下院議員選挙を題材に、タイにおける障害者の政治的権利の現状と問題点を検討したい。

1 タイにおける選挙制度の概要

1-1. 国政選挙制度

すでに述べたように、2017年憲法を制定する際に重要な論点の1つであったのは選挙制度である。仏暦2540（西暦1997）年タイ王国憲法（以下、1997年憲法と表記）のもとで生まれたタクシン政権のような、選挙によって絶大な権力を得る政治勢力を二度と輩出しないことが目的であった。そもそも、1997年憲法以前においては、単独過半数を獲得する政党がないため、連立政権を樹立することが通常であった。そのため、連立政権を構成する党が党利党略で活動すると、政権運営が不安定となる問題が指摘されていた。その不安定な状況を解消するための手段として小選挙区制を導入したのだが、逆に長期間にわたる政治的不安定を招来する結果となったのは皮肉なことである。

2017年憲法では、元老院議員は任命制となっており、国民によって選挙で選ばれるのは下院議員のみである。下院議員の定数は500名であり、選挙区制選出350名、比例代表制選出150名で構成される。

2017年憲法において導入された選挙制度は世界的に稀なものであり、タイにおいては「3イン1」と評されている（水上2019）。この表現は、東南アジア諸国で普及しているインスタントコーヒーからとったものであるが、有権者の1票によって、以下の3つの事項を同時に決定するからである（水上2019, 20）。今回導入された「小選挙区比例代表併用制」では、小選挙区の候補者への投票を所属する政党への投票とみなし、小選挙区の当選者と比例代表の議席数を一挙に決定する仕組みとなっている。その上、各党が3人までの首相候補名簿を登録して選挙に臨み、下院定数5%以上の議席を保有する政党の名簿のなかから首相が選出されるところから、「首相公選」の要素も含まれている。

また、小選挙区の候補者への投票を所属する政党への投票とみなしている以上、選挙区制に立候補するためには、所属する政党に指名される必要がある（2017年憲法87条1項）ため、政党に所属することなく立候補することは認められていない。

しかしながら、この制度は2019年の選挙だけで改正されることとなった。まず、選挙区選出議員数が400人、比例代表制選出議員数が100名となった。さらに、1票によって、小選挙区と所属政党への投票とみなしていたが、選挙区と比例区ごとに投票することとなった。投票用紙が選挙区と比例区とで別になったにもかかわらず、政党所属要件を定めた87条は改正されなかったため、小選挙区で立候補するためには、政党に所属する必要がある。

1-2. 地方選挙制度

タイにおける地方選挙は、2つの系統が存在する。まず、第1のものは、地方行政系統のものであり、第2のものは、地方自治系統のものである。

(1) 地方行政系統における選挙

地方行政制度は、19世紀末のテーサーピバーン（州県）制に始まる。このテーサーピバーン制は、初代内務大臣のダムロン親王が実施した新しい地方行政制度であり、領土保全と国家統治の安定化のために国王中心の中央集権的な地方統治をめざしていた（橋本 1999, 5）。

現在、地方行政は、県や郡において実施されている行政を指し、県知事や郡長は中央の内務省から派遣されている。県庁や郡役所には中央省庁局の出先機関が設置されて、寄せ集めの感を示しているが、県知事と郡長がこれら各省庁局から派遣される官僚を県と郡の各レベルで指揮監督することになっている（永井 2008, 119）。指揮監督の点からみると、後述する地方自治に対して管理責任を行い、県知事や郡長は、地方自治体の条例、予算、開発計画の承認や、首長、議員の罷免、自治体議会の解散にも関与する（永井 2008, 120）。地方行政と地方自治は、完全に独立して存在しているのではなく、地方行政の影響から逃れられない構造となっている。

この地方行政においては、県知事や郡長は内務省から派遣されているが、郡の

下位レベルの行政区画のタムボン，その下のレベルである村の長は地元の者が就任する。村長は村人の選挙によって直接選ばれる（仏暦2457（西暦1914）年地方行政法11-13条。以下，1914年地方行政法と表記）が，タムボンの長であるカムナンは，村長のなかから郡長によって選ばれる（30条）。村長とカムナンは，選挙を通じて選出されているところから住民代表という性格を有するが，他方，手当は内務省から支給され，中央政府の指示を住民に連絡したり，住民登録や治安維持の役割を果たすなど，中央政府の代理人としての性格を併せ持つ存在である（永井2008，122）。

（2）地方自治系統における選挙

地方自治は，地方行政とは別系統のものである。歴史的にみると，タイにおいて地方自治体が初めて設置されたのは1935年のことであり，都市域にテーサバーン（市・町）が設置されることに始まる。ついで1952年にテーサバーンに次ぐ準都市域に衛生区が設置され，1955年には，残りの農村地域に，県自治体が設置された（永井2008，123）。地方行政と異なる系統として地方自治体が設置されるが，地方行政ラインに属する県知事や郡長等が，自治体の役職を兼務するなどしており，地方自治ラインに法制度的に関与できる融合型地方自治制度が採用されている（永井2008，124）。この融合型地方自治制度に対しては，1997年憲法285条を根拠に改革が行われ，内務官僚，カムナン等が地方自治体の決定や執行に直接かかわることはなくなった（永井2008，126）。また，2003年には，県自治体，テーサバーン，タムボン自治体すべてにおいて，首長直接公選制が導入された。

現在，各自治体は，それぞれの設置法にもとづいて設置されている。地方行政の県に相当するものとして，県自治体が存在する。こちらは，仏暦2540（西暦1997）年県自治体法が設置法である。

県自治体の下には，テーサバーンがあり，こちらはさらに，テーサバーン・ナコーン（特別市），テーサバーン・ムアン（市），テーサバーン・タムボン（町）の3つに分けられる。設置法は，仏暦2496（西暦1953）年テーサバーン法である。テーサバーンの下に存するものとして，タムボン自治体がある。こちらの設置法は，仏暦2537（西暦1994）年タムボン議会およびタムボン自治体法である。こ

のように、タイでは、以下に掲げる例外を除き、県——テーサバーン——タムボン自治体の3段階で自治体は構成されている。

その他、特別市として、バンコク都、パッタヤー特別市がある。バンコク都は、1971年にバンコク県、バンコク特別市など2県2市を合併し大バンコク県となり、その後1975年に法律により、「都」として正式に発足した（橋本 1999, 14）。現在の設置法は仏暦 2528（西暦 1985）年バンコク都行政組織法である。パッタヤー特別市は、1978年に設置された際は、アメリカでみられる「市支配人」制を導入して、契約によって雇用された「市助役」（任期4年）に行政実務が委ねられるという特別な自治の形態をとっていた（橋本 1999, 16）。現在は、その制度を廃止し、選挙で選出される市長が行政を担っている。現在の設置法は、仏暦 2542（西暦 1999）年パッタヤー特別市行政組織法である。

上記の自治体においては、議会議員および首長が選挙によって選出されている。

2

タイにおける障害者の政治的権利

——選挙に関する法令の観点から——

2-1. 国政選挙実施以前の選挙権

現在、選挙権の行使に関する欠格事由として、心神喪失、心神耗弱といった精神上の障害が規定されているが、歴史的にみると、欠格事由として精神上の障害が規定されるようになったのは、国政選挙が実施されるようになってからである。

タイにおいて一般国民が選挙に関与できるのは、現在、国政と地方の両方であり、歴史的にみると、地方選挙の方が早く実施されていた。

中央集権的な地方統治の性格を有するため、州長官や県知事などは中央から派遣されてきたが、最も住民に近い村長は住民によって選出され、村の上の行政単位であるタムボンの長（カムナン）は村長の互選によって選出された（ラッタナコーシン暦 116（西暦 1897）年地方行政法（以下、1897年地方行政法と表記））。この選出方法は、現行法である 1914年地方行政法においても同様である。途中、カムナンの選出方法が変更され、村長のなかから住民が選出する方法に変更された時期もあったが、2008年の改正により、当初のような村長の互選方式が再度採用された。

1897年地方行政法における村長の選出方法は、村に居住する男女が集まって家主から村長を選ぶ、と定められている（9条）。ここから、選挙権は村に居住する者、被選挙権はそれに加えて21歳以上の男性家主である（10条）といえる。

続く1914年地方行政法では、選挙権者を、シャム王国支配域内の20歳以上の男女とする（11条）。被選挙権者は、11条の要件に加えて、使用者または被用者ではなく、かつ兵役中ではない、家主の男性とする（12条）。

1897年地方行政法と比べて選挙権について年齢要件が追加されているが、両法ともに障害にもとづく欠格事由は規定されていない。タイで障害に関する欠格事由が規定されるのは、仏暦2475（西暦1932）年シャム王国暫定統治憲章（以下、1932年暫定統治憲章と表記）が初めてである。1932年暫定統治憲章が、国政選挙における選挙権を国民に初めて認めたが、そこで同時に欠格事由として精神上的の障害も規定された。これ以降現在まで、精神上的の障害については、国政選挙、地方選挙双方において継続して欠格事由となっている。

このように、選挙権行使の欠格事由として現在、精神上的の障害が挙げられているが、それは、歴史的にみると、選挙権が付与された当初から当然のように定められていたわけではなかった。日本民法の影響を受けた無能力者制度を規定した民商法典第1編が施行されたのは、1926年のことであり、近代法の導入が、能力制度に関係する精神上的の障害を欠格事由として導入したことにつながったと考えられる。

それでは、以下において、国政選挙と地方選挙に分けて、障害者の政治的権利に関して法令がどのように規定しているか検討していく。

2-2. 国政選挙における障害者の政治的権利

——2018年下院議員選挙法と関係法令における障害者の政治的権利——

次節において分析する2019年3月に実施された国政選挙である下院議員選挙において適用された法律は、2017憲法にもとづいて定められた2018年下院議員選挙法である。同報において、選挙権は、以下のとおりとなっている（31条）。

- (1) タイ国籍を有する。ただし、国籍変更によりタイ国籍を取得した者は、タイ国籍を取得してから5年以上が経過していなければならない。

- (2) 選挙実施日に満18歳以上である。
- (3) 選挙実施日まで90日間以上選挙区の住民登録簿に氏名が登録されている。

選挙権の行使が禁止されている、いわゆる欠格事由として定められているのは、以下のとおりである（32条）。

- (1) 僧侶、沙彌、修行者または出家者。
- (2) 最終的な決定であるかいなかにかかわらず、選挙権取消中の者。
- (3) 裁判所の令状または法的な命令により拘禁中の者。
- (4) 心神喪失または心神耗弱にある者。

次に被選挙権は以下のとおりである（41条）。

- (1) 出生によるタイ国籍を有する（1号）。
- (2) 選挙実施日に満25歳以上である（2号）。
- (3) 選挙実施日まで90日間以上継続して、いずれか1つの政党の党员である。
ただし、下院の解散により総選挙が実施される場合は、90日間の期間を30日間に短縮する（3号）。

その他、選挙区制に立候補する場合においては、特別要件が存在する（4号）。すなわち、以下に掲げる要件のいずれかを満たす必要がある。

- (ア) 立候補申請する日まで継続して5年以上選挙区のある県の住民登録簿に氏名が登録されている。
- (イ) 立候補する県において出生した。
- (ウ) 立候補する県における教育機関において継続して5年間教育を受けた。
- (エ) 継続して5年間、国家機関において公務員であった、もしくは公務に就いていた、または立候補する県の住民登録簿に氏名が登録されていた。

被選挙権の欠格事由は多数に上り、21項目にわたっている（42条）。この多く

は、汚職を防止するために設けられたものである²⁾。政治家による汚職の深刻さを示すものといえる。障害に関するものとしては、心神喪失または心神耗弱にある者が欠格事由として規定されている（同条4号）。

2018年下院議員選挙法には、障害者に対する便宜供与に関する規定が存在する。92条によると、選挙委員会または選挙委員会から委任を受けた者は、障害者、身体的弱者、高齢者が投票するための特別の便宜を提供するか、または、地区選挙委員会の監督の下で投票支援を行うとする（1項）。当該の投票支援は、原則として、当該障害者等の意思に従い、自身によって投票できる者に限定される。しかし、例外として、身体的な理由で符号を記入することができない者については、本人の同意および意思にもとづき、地区選挙委員またはその他の者が代理して投票することができる（同）。タイでは、投票の際、候補者氏名を記載するのではなく、候補者氏名の横に欄が設けてあり、そこに符号を記入することとなっている。そして、当該投票は、直接かつ秘密投票とみなされる（同）。また、選挙委員会が相当と考えた場合は、障害者等向けの中央投票所を設置することができる（2項）。

上記の代理投票および中央投票所が初めて認められるようになったのは、仏暦2559（西暦2016）年憲法草案国民投票に関する法律（以下、2018年国民投票法と表記）(39条) からであり、下院議員選挙においては2018年下院議員選挙法が初めて規定した。

便宜供与の具体的な内容については、仏暦2561（西暦2018）年人民代表議会議員選挙に関する選挙委員会規則（以下、2018年選挙委員会規則と表記）に若干の規定が存在する。同規則においては、投票ブースの設置の際に障害者等のことを考慮すること（52条2項）、2018年下院議員選挙法92条にもとづき、障害者、身体的弱者、高齢者のための中央投票所（以下、障害者等用中央投票所と表記）を設置できること（2018年選挙委員会規則55条1項3号）、投票所周辺における便宜供与について、とくに障害者等を考慮して行うこと（130条1項1号）、2018年

2) 現在、問題視されているのが、破産者を被選挙権の欠格事由とすることである。破産者となってしまうと、被選挙権の欠格事由に当たるのみならず、公務員の欠格事由にも該当するために、関心が集まっている。これらの問題については、Naphatsisakun (2010); Praditvitthaya(2006) を参照。

下院議員選挙法92条にもとづく投票の際の便宜供与、支援、代理投票（141条）について規定されている。

2018年下院議員選挙法により、下院議員選挙において初めて代理投票が認められたが、代理人が可能なのは、本人の意思に従って符号を記載するところまでであり、投函行為は本人が行わなければならない（2018年下院議員選挙法93条）。この代理投票制度については、立法段階において、憲法違反の可能性があるとの疑義が出された。すなわち、直接・秘密投票を定める2017年憲法85条に違反するというものである。しかしながら、憲法裁判所仏暦2561（西暦2018）年3号判決により合憲であることが確認され、代理投票制度は、その後の立法においても維持されている。

2-3. 地方選挙における障害者の政治的権利

——1914年地方行政法、2019年地方議会議員または地方自治体首長選挙法と関係法令における障害者の政治的権利——

(1) 地方行政

地方行政においては、県知事、郡長、カムナン、村長のうち、現在、村長のみが住民による選挙によって選ばれている。県知事、郡長は内務省から派遣されており、カムナンは村長の互選により候補者が選出され、郡長によって選ばれる（1914年地方行政法30条1項）。

村長選挙における選挙権は、タイ国籍を有する、選挙が実施される年の1月1日時点で18歳以上の者で（1914年地方行政法11条1号）、村に住所または常居所を有し、選挙日まで継続して3カ月以上人民登録法に関する法律にもとづいて人民登録をしている者（同条4号）に認められる。欠格事由は少なく、僧侶、沙彌、修行者または出家者（同条2号）、心神喪失または心神耗弱の者（同条3号）となっている。

被選挙権については、出生のタイ国籍を有する、選挙日に25歳以上の者であり（12条1号、2号）、村に住所または常居所を有し、選挙日まで継続して2年以上人民登録法に関する法律にもとづいて人民登録をし、生業を営む者（同条3号）で、かつ憲法が定める行政を真に支持する者（同条4号）である。単に書類上の

住民ではなく、実際に居住していることが求められている。

欠格事由は選挙権より多数の事由が規定されており、11項目にわたっている。障害に関する事由としては、職務を実行することができない程度の身体障害を有する、または心神喪失もしくは心神耗弱の者が挙げられている（同条6号）。被選挙権においては、精神上的の障害に加え、身体上の障害についても規定されているところが異なっている。

選挙権行使に際しての障害者に対する便宜供与について、村長選挙委員会による、障害者または高齢者に対する支援および便宜供与による投票は、直接かつ秘密である（仏暦2551（西暦2018）年村長選挙に関する内務省規則59条）としているところから、便宜供与について考慮していることがわかる。

(2) 地方自治

地方自治体の設置法は各々異なるが、各自治体の議会議員および首長を選出する選挙手続きについては、共通して規律する法律がある。それは、仏暦2562（西暦2019）年地方議会議員および地方自治体首長選挙法（以下、2019年地方選挙法と表記）である。そこでは、選挙権、被選挙権について各自治体選挙に共通する要件を定めている。

選挙権について、以下のように定めている（38条）。

- (1) タイ国籍を有する。ただし、帰化により取得した者は、5年以上経過していなければならない。
- (2) 投票日に満18歳以上であること。
- (3) 投票日までに1年以上選挙区の住民登録に氏名を登録済みであり、かつ
- (4) 地方自治体を設置する法律が定める他の要件を満たすこと。

選挙権行使の欠格事由として定められているのは、以下のとおりである（39条）。

- (1) 僧侶、沙彌、修行者または出家者。
- (2) 最終的な決定であるかいなかにかかわらず、選挙権取消中の者。
- (3) 裁判所の令状または法的な命令により拘禁中の者。

- (4) 心神喪失または心神耗弱にある者。
- (5) 地方自治体を設置する法律が定める他の事由が存在すること。

次に被選挙権について、以下のように定めている（49条）。

- (1) 出生のタイ国籍。
- (2) 地方議会議員の場合は投票日において満25歳以上、自治体首長については、地方自治体を設置する法律が定める年齢。
- (3) 立候補日までに1年以上立候補する選挙区の住民登録に登録済みであること。
- (4) 地方自治体を設置する法律が定める他の要件を満たすこと。

被選挙権行使の欠格事由は、26項目にわたって定められている（50条）。障害に関する事由は、心神喪失または心神耗弱の者がそれにあたる（同条4号により39条4号を準用）。

選挙権行使に際しての障害者に対する便宜供与については、まず、投票所に関連して、投票ブースの設置について、障害者等について考慮するように規定している（仏暦2562（西暦2019）年地方議会および地方自治体首長選挙に関する選挙委員会規則（以下、2019年選挙委員会規則と表記）21条）。

投票日における便宜供与において、とくに考慮する者として、障害者等が明示されている（2019年選挙委員会規則141条1項1号）。投票行動自体に対する便宜供与については、下院議員選挙について定めた2018年下院議員選挙法92条1項に規定されているものとほぼ同様である。そのため、地区選挙委員会は、障害者等が投票するために特別の便宜を提供するか、または、地区選挙委員会の監督のもとでの投票支援を行うとする（2019年選挙委員会規則153条）。当該の投票支援は、原則として、当該障害者の意思に従い、自身によって投票できる者に限定される。しかし、例外として、身体的な理由で符号を記入することができない者については、本人の同意および意思にもとづき、選挙委員会地区委員または親族もしくは信頼できる者が代理して投票することができる（同）。そして、当該投票は、直接かつ秘密投票とみなされる（同）。2018年下院議員選挙法では、「他の者」

とのみ規定があったが、2019年選挙委員会規則では、親族または信頼できる者という表現に変更されており、要件が明確化された。

代理投票における代理人が行うことができる範囲については、2018年下院議員選挙法とは異なっている。すなわち、地区選挙委員会委員は、選挙権者の面前において、投票用紙の投函を代理して行うことができるとする（2019年地方選挙法83条）。

障害者等向けの中央投票所については、選挙委員会が適切と考えた場合、地方自治体の選挙においても設置が可能となっている（2019年地方選挙法82条2項）。

2-4. 小結

現在、国政および地方選挙の双方において共通して定められている、障害に関する欠格事由は、精神上のもの、つまり、心神喪失または心神耗弱の状態にある者である。この事由が存在すると、選挙権および被選挙権の行使が認められていない。この事由は、憲法、法律、規則の段階に定められているが、実際にどのように判断するかについての規定が、管見のかぎり、見当たらない。当該規定が障害者の権利侵害に当たるのではないかと主張するThongkhaw(2019)自身も、具体的な手続き規定については明らかにしていない。さらに、心神喪失または心神耗弱については、民商法典のテキストや無能力者命令に関する判例を引用しており、他の研究者と同様の説明となっている。また、裁判官であるPhaotemは、地方自治体選挙に関する訴訟を解説する書籍のなかで、無能力者命令が裁判所によって発出されている場合には、心神喪失に当たるとしている（Phaotem 2021, 150）。もし、命令が出されていない場合においては、心神喪失等の状態にあるか否かを判断しなければならないとする（Phaotem 2021, 150）。このように、命令が発出されている場合には心神喪失または心神耗弱に当たるとしており、無能力者命令または準無能力者命令を使用して判断していることが窺える。命令が発出されていない場合には、独自に判断する必要があるが、誰が、どこで、どのように判断するのが不明である。

被選挙権の欠格事由で注目されるのは、地方行政法のもの与其他法律のものと異なる点であり、地方行政法のみが、身体上の障害について規定している。下院議員、地方議会議員、地方自治体首長のすべてにおいて身体上の障害に関す

る事由が規定されていないのに、村長には規定されている。地方行政系統の場合、県知事、郡長は内務省から派遣されるが、国家公務員の欠格事由には、2008年以降、身体上の障害に関する事由は定められていない。そうすると、村長の欠格事由として身体上の障害が依然として規定されているのは、その他との間で整合性が欠けており、改正が放置されていることが疑われる。

障害者等に対する便宜供与については、2018年下院議員選挙法および2019年地方選挙法に定めがある。そして、それらの法律内容を施行するための規則にも規定されているが、実際には便宜供与については上位法の規定内容を繰り返したり、「考慮する」といった文言があるだけで詳細な規定が存在せず、どのような便宜が供与されるかがはっきりとしていない問題がある。

便宜供与の内容が不明な点があるが、2018年下院議員選挙法および2019年地方選挙法により、新たに代理投票および中央投票所の設置を認めており、便宜供与の内容に進展がみられる。当該制度は、2016年国民投票法から採用されているが、草案の政府提案時においては、中央投票所の設置のみが規定されており、代理投票については規定されていなかった（草案36条。Samnaknganlekathikansaphanitibanyathaengchat 2016a）。代理投票については、第一読会において、障害当事者である、モンティアン・ブント国家立法議会議員から権利の実質化を果たす上で導入の必要性が主張され、その主張を受けて代理投票制が導入された（Samnaknganlekathikansaphanitibanyathaengchat 2016b, 23）。2016年国民投票法において障害者の選挙権行使の実質化が図られたのは、政府単独によるものではなく、議会での審議の結果であり、議会の役割を無視することができない。結果として、選挙権行使の実質化という点で、障害者権利条約が求める方向への改正が進められているが、政府の積極的な対応の結果ではなかった。

2016年国民投票法から導入された代理投票について、その代理投票の範囲が、2018年下院議員選挙法と2018年地方選挙において異なっている。2018年下院議員選挙法では、いわゆる「ラストタッチ」の原則が採用されており、投票支援を行う者は、投函まで認めてられておらず、障害者本人が投函しなければならない。しかし、2019年地方選挙法においては、「ラストタッチ」の原則は採用されておらず、代理投函を行う者は地区選挙委員会委員に限定されているとはいえ、障害者本人に代わって投函することが可能となっている。2019年3月の下院議

員選挙が実施される前の段階の草案においても「ラストタッチ」の原則は採用されていない。

その他、留意しなければならないのが、選挙権行使義務免除についてである。タイでは、国民の義務として投票権の行使が定められている（2017年憲法50条7号）。それゆえ、正当な理由なくして投票権の行使をしなかった場合、被選挙権や政治的な一部役職の就任を制限される（2018年下院議院選挙法35条，2019年地方選挙法42条）。このような権利制限を回避するためには、正当な理由を付して申請をする必要がある。正当な理由として定められているものとして、海外旅行や喫緊の事情により遠隔地に行かなければならない者、居所が選挙区から100キロメートル以上離れているなどの物理的な距離が存在する場合、傷病により投票できない者等のほかに、投票権行使に行くことができない障害者、身体的弱者または高齢者が存在する（2018年下院議員選挙規則60条，2019年地方選挙規則65条）。正当事由のなかに障害者であることが含まれているため、投票所職員が障害者に対して投票所等での便宜供与の提供を避けるための口実として悪用される可能性が懸念される。

3 タイにおける障害者の投票権行使の現状と問題点

権利が法令上保障されていたとしても、実際の場面でそれが保障されていないことは多い。タイもそのような問題を抱えている国といえる。それゆえ、実際にどのように法令が運用されているのかを検討することは重要となる。

障害者権利委員会の勧告後に制定された選挙法令が適用された選挙は、2019年3月の下院議員選挙，2020年12月の県自治体，2021年3月にはテーサバーン，2021年11月にはタムボン自治体，2022年5月にはバンコクおよびパッタヤー特別市，2023年5月には下院議員選挙が実施された。このうち，2019年3月に実施された下院議員選挙については，軍事クーデタ後初めて実施される選挙ということで大変注目を浴びた。それゆえ，この選挙に関しては，障害者の視点から論じたものがいくつか存在する。そこで，以下では，それらに業績にもとづきながら，2019年3月の下院議員選挙において障害者の投票権の行使がどのように

保障され、どのような問題が存在していたのかを検討する。

障害者による投票権へのアクセスについて、Thongkhaw (2019) は、①投票日前、②投票日当日、③投票日後の3つにわけて検討しているが、以下ではそれにならない各期における問題点を挙げた上で、考察を行う。

3-1. 投票日前

投票日前においては、情報提供の問題に焦点を当てている。まず、この問題について、法律上の具体的な定めがないことを問題視している (Thongkhaw 2019, 123; Mimakbang 2021, 78)。そのため、情報にアクセスできない場合や、できても不十分な場合があるとする (Thongkhaw 2019, 123; Mimakbang 2021, 78)。

具体的な定めがない状態において選挙委員会、各政党は広報活動を行っているが、そのなかで問題として指摘されているのが、QR Codeの活用についてである。

タイの選挙では、日本で行われているような、公的に設置されたポスター掲示場所にポスター掲示を限定する方法と異なり、街中で選挙ポスター添付、看板設置が行われる。選挙看板の設置場所については、「仏暦2561 (西暦2018) 年人民代表議会議員選挙に関する掲示物および看板の設置場所にかかわる規則および方法についての選挙委員会布告」が規律している。同布告によると、看板を設置できる場所として、公道の脇、公共地、または適当と考えられる国家のその他公共場所といった、公共場所の近辺が挙げられている (9条)³⁾。この選挙看板に近年QR Codeが付されるようになってきている。QR Codeは、情報へのアクセスを容易にすることが可能となるので、使い方によっては選挙情報の発信において有効なツールとなる。2019年の選挙においても利用されているが、QR Code掲載の基準はなく、どこに掲示されているか決まっていないため、視覚障害を有する者にとっては利用しにくいものとなっていることが指摘されている

3) 選挙看板の設置については、2022年5月に実施されたバンコク都知事およびバンコク都議会選挙において問題となった。道路を占拠するような大きな看板が代名詞となっていたタイの選挙であるが、この大きな看板に対する不平がSNS上で支持を得るなどしたため、各候補者は、小ぶりの選挙看板に取り替えるように努めた (Marukatat 2022)。その結果、以前の選挙に比べて、往来がしやすくなる場所が増えたが、選挙看板を交換しなかった候補者もいたため、一部地域においては、以前と同様の問題が生じていた。

(Thongkhaw 2019, 128-29)。

選挙活動においては、特別な場合を除いて、ラジオまたはテレビによるものが禁止されている（2018年下院議員選挙法69条）。ラジオまたはテレビによる選挙活動が認められるのは、2018年下院議員選挙法81条にもとづく場合だけである。同規定にもとづく政見放送については、施行細則が出されているが（仏暦2561（西暦2018年）下院議員選挙における選挙活動広報についての原則および方法に関する選挙委員会規則）、同規則には時間等の規定はあるものの、手話通訳などの障害者対応については規定されていない。

ラジオまたはテレビによる選挙活動が制限されている一方、インターネットを利用した選挙活動は認められている（2018年下院議員選挙法70条）。映像メディアを利用した選挙広報が行われているが、その際、手話が付されていない場合も多く、聴覚障害者の選挙情報へのアクセスを難しくしている。

3-2. 投票日当日

次に、投票日における問題、実際の投票に関係する問題である。これには期日前投票の問題も含まれる。

まず、障害者等用中央投票所の問題がある。障害者等用中央投票所は、国政選挙においては初めて設置されるものである。こちらは、選挙管理委員会が相当と考えた際に設置される特別な投票所であるが、2019年の選挙においては、全国で10カ所しか設置されず、登録者数は846人のみである（Thongkhaw 2019, 143-44）。障害者等用中央投票所が設置された10カ所は、病院、障害者関連施設、高齢者関連施設で占められ、当初から設備が揃っているところに限定されている。当該施設を利用している者にとっては便利であるが、利用していない者にとっては、自分で移動する必要があるので不便である（Thongkhaw 2019, 145）。また、全国で10カ所と非常に少ない上に、障害者の60%以上が居住する、北部、東北部において、障害者等用中央投票所が各地域に1つしか設置されておらず、設置地域の偏在についても問題がある（Mimakbang 2021, 79）。

障害者等用中央投票所の設置が限定されている以上、障害者は通常の投票所を利用することとなる。一般投票所の設置基準は、一投票所あたり有権者1000人となっている。しかし、利便性や安全性を考慮して適切と考えられる場合には、

1000人という基準にとらわれずに、一投票所あたりの有権者数の増減が可能となっている（2018年下院議員選挙規則49条2号）。基準としては柔軟化されているが、1000人という基準で考えると、地方では、否応なしに投票所の数が少なくなってしまう。また、地方は公共交通機関が発達していないため、非障害者に比べて移動が困難である障害者がより一層投票権を行使するのが困難となってしまう（Mimakbang 2021, 79）。この問題の解決のために、すでに在外投票において実績のある、郵便投票を認めるべきであるという提案が出されている（Mimakbang 2021, 80）。

障害者が投票する際の便宜供与についてであるが、Citpenthom（2019）は、期日前投票での出来事を報道している。それによると、ある視覚障害者が投票に行った際、投票用紙の上に重ねる点字カバーを受け取ったが、実際の投票用紙と適合しないものであったり、他の視覚障害者の場合は、点字カバーを要求したが、そもそも準備されていなかったという。他の投票所において配布された点字カバーがどのような仕様であったかは不明であるが、投票表紙に不適合な点字カバーが配布されている時点で、仕様の統一化が果たされていない、または、統一化されていても、その基準に従っていないことが明らかである。また、点字カバーの準備がされていないことは、選挙の実施、運営に関するマニュアルが不十分であるか、運営担当者への周知が徹底されていない可能性がある。

便宜供与の1つとして代理投票があり、障害者の投票権の保障に寄与するが、投票者の意思が実現されているか、秘密は守られているかの問題が生ずると評価されている（Thongkhaw 2019, 155）。また、代理投票において、2018年下院議員選挙法92条が代理して投票できる者として「他の者」と規定していることについて、この定義が曖昧であるとして、カナダ法を例に挙げて批判がされている（Thongkhaw 2019, 155）。しかし、2018年下院議員選挙規則141条は、第三者について、「親族」または「信頼できる者」としており、カナダ法とほとんど変わらない規定となっており、当該批判は当たらないと考えられる。

代理投票の実効性の点では、代理者の権限が代理して符号を記入するまでになっており、投票用紙の投函が認められていないことが問題となる（Lilawapatana and Kowutikunrngsi 2021, 140）。そもそも、腕の障害により記入ができない場合に代理投票を認めているのだから、当該人物は投函において困難が生じること

は当然想定されるのに、それが代理人に認められないというのは問題である。

代理投票に関連して、より深刻な問題と考えられるのは、視覚障害者による投票にあたって、投票所職員が準備されていた視覚障害者用の投票用紙の使用方法がわからなかったため、代理投票を当該視覚障害者に利用させたことである（Thongkhaw 2019, 155）。この問題は、投票所職員向けの研修が徹底して行われれば回避できることである。当該選挙を実施するための研修では、一般的な事項についてのみであり、障害者対応に関する研修が行われていなかった（Mimakbang 2021, 78）。運用者の能力向上という基本的な問題の重要性を窺わせる事件といえる。

3-3. 投票日後

最後に、投票日後についてであるが、投票結果情報へのアクセスを確保するための方策について法律の定めがないことを指摘するとともに、障害者による投票実績に関する統計資料がないことも問題であると指摘する（Thongkhaw 2019, 155）。

3-4. 考察

ここでは、前節で検討した法令の問題点と合わせながら、2019年選挙における問題点を考察する。

2019年選挙における障害者の政治的権利に関する問題点は、①法令に起因する問題点と②運用方法に起因する問題点に分けることができる。

(1) 法令に起因する問題

2019年選挙において適用された2018年下院議員選挙法では、便宜供与に関する規定が投票行為を規律する部分にあるため、法律の構造上、投票行為以外には及ばない問題がある。それゆえ、投票日以前および以後における便宜供与が法律上要求されなくなっており、政見放送における手話通訳対応に関する規定や、投票結果情報へのアクセスに関する規定の不在につながっている。障害者の選挙情報に対するアクセスを確保するためには、便宜供与を投票日に限定する方法ではなく、投票日以前、以後を含めた選挙期間中全体における便宜供与を保障する

ような規定方法に変更する必要がある。

2018年下院議員選挙法においては、投票日における障害者等への便宜供与が92条により規定されているが、便宜供与の内容が不明確である。たとえば、2018年選挙委員会規則においては、投票ブースの設置（52条2項）や投票所周辺における便宜供与が規定されているが、両規定は、単に障害者等を「考慮する」と規定しているのみで、具体的にどのようにするかが例示されておらず、どのように「考慮する」かが明らかになっていない。

障害者等向けの中央投票所については、規定上、その設置が選挙委員会の裁量となっているため、十分に設置されないという結果を招いてしまうおそれがある。2019年の選挙においては、タイ全土で10カ所のみであったことから、この懸念は当たっている。障害者、高齢者の人数に絡めるなど、何らかの基準を設定するなどして、裁量に任せて設置するような規定の仕方は改めた方が、制度の実行化を果たすことができると考えられる。

投票日における便宜供与において、規定上明確になっているのが、代理投票についてである。これは、代理投票が、投票における秘密・直接投票原則に反していないことを示す必要があるからと考えられる。しかしながら、2018年下院議員選挙法93条に採用されている「ラストタッチの原則」により、代理人ができるのは代理記入までであり、投票用紙の代理投函までは認められていない。そもそも、符号が投票用紙に記入できない程度の障害を有する者が利用する代理投票において、最後の投函を本人が直接行わなければならないというのは、代理投票を認めた意味を減殺させると考えられる。これは、投票者本人が最後に投函するという作業を課すことにより、投票用紙差替等の投票操作を防止するという93条の意図と、92条の代理投票の意図が衝突する事例であるが、両条が有する目的の間での調整が図られていない事例といえる。秘密・直接投票の例外として代理記入を認めた以上、それと軌を一にして代理投函が認められる方が障害者の投票権の実質化につながると思われる。

さらに、法令間における一貫性、統一性の問題を挙げることができる。代理投票については、2016年国民投票法から採用されているが、2018年下院議員選挙法の草案段階では、投票における便宜供与を定める規定のなかに明確に定められていなかった（草案93条。Samnaknganlekathikansaphanitibanyathaengchat

2017, 81)。代理投票が明確化されたのは、議会における審議においてである。また、同じ選挙に関係する法律である、2019年地方選挙法の草案では、代理投票函が認められている（草案81条。Samnaknganlekathikansaphanitibanyathaengchat 2018, 74）以上、代理投票が便宜供与と一部として想定されているが、明確な規定は存在しない。2019年地方選挙法の草案が国家立法議会に提出されたのは、2018年9月25日であり（Samnaknganlekathikansaphanitibanyathaengchat 2018, 2）、2018年下院議員選挙法の公布日から約2週間後である。両法は並行して作成されており、先行する2018年下院議員選挙法において代理投票の採用を条文上明記して立法している。両法が選挙法という同一の立法である以上、同一の規定方法が望ましいと思われる。代理投票の規定の方法から推察するに、政府に明確かつ統一的な方針が存在していなかったことが疑われる。

(2) 運用に起因する問題

期日前投票における点字カバーの問題や視覚障害者に代理投票を利用させた問題は、運用上の問題といえる。これらの問題は、事前のチェックや研修により容易に回避することができる事案であり、障害者の政治的権利の保障に対する関係当局の認識不足を示している。

法令上および運用上の問題から分析してきた結果、障害者権利委員会の勧告後に実施された初めての選挙である2019年下院議員選挙において、障害者の政治的権利の保障は、規定上進展はみられるが、外形のみで、その実質化に依然として問題があるといえる。また、便宜供与に関する規定が政府草案段階においては不十分なのが、議会での審議中に修正、変更されている点から、障害者の政治的権利の伸張に対して、政府としてはあまり積極的ではないと評価できる。それゆえ、障害者権利委員会の勧告に対する政府の対応としては、不十分であるといわざるを得ない。

おわりに

2019年3月の下院議員選挙は、2014年5月に発生したクーデタ以降初めての選挙であった。1957年のピブーン・ソンクラーム軍事政権下で実施された「史上最も汚い選挙」と並ぶものと評されているが、障害者の政治的権利の観点からみると、障害者が初めて下院議員として選出された選挙であり、また障害者の投票権保障を考慮した施策が盛り込まれた法令にもとづいて実施された選挙でもあることから、これまでにない選挙ともいえる。

しかしながら、法令が基本原則を定めるだけで、具体的な方法や施行細則を定めていないところや、運用者に制度内容が周知されておらず、実施できない事態が発生するところは、タイが長らく抱える法令の執行面での問題が変わらず残っているといえる。また、関係法令の間で、本来は統一される必要があるにもかかわらず、それが実現されていない問題も残っている。さらに、障害者権利委員会の勧告についても、その勧告に全面的に従っているとは言い難い状況である。

こうした課題は残されるが、何もないところから比較すれば前進したことは明らかである。その後の状況であるが、下院議員選挙については、2019年3月に続く選挙が、2023年5月14日に実施された。選挙制度改革により、これまで1枚であった投票用紙が、選挙区制と比例制の各1枚に変更されることになるに伴い、下院議員選挙法も改正された。改正の際に「ラストタッチ」の原則を定めていた93条も改正の対象となった。代理投票を利用した場合の代理投函について、2019年地方選挙法が定めているような、代理投函を明記する形式は採用されておらず、規定も非常に曖昧で、どちらとも解釈できるものであるが、実際の運用では、投票所職員による代理投函が認められたようであり⁴⁾、この点は、改善されたといえる。また、中央投票所の設置については、前回の10カ所から大幅に増加して28カ所（12県）となった。しかしながら、バンコクでは障害者による中央投票所での投票希望者がいないといった状況も確認できる(Samnakngankha nakanmakanlueaktang 2023)。中央投票所が、障害者施設や高齢者施設に設置

4) タイ自立生活協議会理事のSupawat Samurpark氏の教示による。

されている現状においては、当該施設の利用者以外の者による利用が進んでいないようであり、制度周知の不徹底の問題が窺われる。しかしながら、障害者の政治的権利について、問題は抱えながらも、少しずつ改善しているといえる。

2022年5月のバンコク都知事選挙で障害者問題が争点化したのが、それを主導し、当選したチャチャート都知事は、当選後、問題解決のためにいくつかの施策を実行に移している。たとえば、バンコクに障害者政策推進委員会が設置され、同委員会の作業の進捗状況について、2023年4月10日に都知事により会見が行われた（Matichon Online 2023）。健康、教育、経済、アクセシビリティ、行政の5つの分野についての報告があり、たとえば、障害者が社会保障を受けられるようにするために、障害者のウェルビーイングの現状について調査したり、バンコク都が所管する12の病院において、障害者向けのワンストップサービスを導入したり、SNS等を利用して、障害者の雇用に関する情報提供や質疑応答、申立てを受けたりしている。この雇用については、バンコク都としても障害者を採用するために試験を実施し、200名以上の障害者が通過したが、実際に都として採用できるのは11名であるため、採用に関心のある機関に対して、試験通過者の情報を提供するという、就職斡旋も計画している。バンコクにおける今後の進展が注目される。

選挙に関する近時の動向であるが、2023年5月には下院議員選挙が実施された。そこでも、引き続き、各政党の選挙公約には、障害者に関するものが多数取り扱われている。現在、どの政党による連立政権が樹立されるのかが注目を浴びているが、新政権樹立後において、障害者に関する公約がいかに実行されるかについても、注目していく必要がある。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 永井史男 2008.「地方分権改革——『合理化なき近代化』の帰結」玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』アジア経済研究所。
- 橋本卓 1999.「タイにおける地方制度改革の動向と課題（一）」『同社法学』50（4）。
- 水上祐二 2019.「2019年タイ総選挙——プラユット首相の親軍新党大躍進の背景を読み解く」『アジア時報』547。

〈外国語文献〉

- Citpenthom, Phris 2019. “Lueaktang 2562: Caonathingong-Upakonmaiphrom Saraphanpanhakanlongkan eankhongkhonpikan [選挙2562：ぼうっとした担当者と準備されていない備品 障害者投票におけるすべての問題]” *BBC*, March 21, 2019.
(<https://www.bbc.com/thai/thailand-47649343>, 2021. 2. 21アクセス)
- CRPD 2015. “List of Issues in Relation to the Initial Report of Thailand: Committee on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD/C/THA/Q/1).” UN., <https://digitallibrary.un.org/record/811101>.
- 2016a. “List of Issues in Relation to the Initial Report of Thailand: Committee on the Rights of Persons with Disabilities: Addendum (CRPD/C/THA/Q/1/Add.1).” UN., <https://digitallibrary.un.org/record/1310293>.
- 2016b. “Concluding Observations on the Initial Report of Thailand: Committee on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD/ C/THA/CO/1).” <https://digitallibrary.un.org/record/830768>
- Kromsongsoemlaephatthanakhunnaphchiwitkhonphikan [障害者エンパワーメント事務局] 2019. “Raingankhomunsathanakandankhonphikannaiprathethai [タイにおける障害者情報報告].” (<https://dep.go.th/images/uploads/Downloads/pdf/20190401.pdf>, 2023. 5. 8アクセス)
- Lilawapatana, Rawin, and Lalin Kowutikunrngsi 2021. “Kropkhwamsamphanthangkotmaimahachonrawan ngkanlueaktangdoilaplaeknongkhanaensiangthaenkhonpikan:botriancakyuropsuprateathai [秘密投票と障害者のための代理投票との関係に関する公法上の概念枠組].” *Warasanyuropsueksa* [ヨーロッパ研究雑誌] 27(1). (<https://so02.tci-thaijo.org/index.php/jes/article/view/247694>, 2021. 7. 28アクセス)
- Marukatat, Saritdet 2022. “Big Banners Backfire on Bangkok Governor Candidates. *Bangkok Post*, April 6, 2022.” (<https://www.bangkokpost.com/thailand/politics/2291198/big-banners-backfire-on-bangkok-governor-candidates>, 2022. 12. 18アクセス)
- Maticheon Online 2023. “Chatchat poeicatsoppuhphikanphan 200 kothomo rapdaikhea 11 nuaingannaison-caitittodai [障害者200名が試験に通過したが、バンコク都は11名しか採用できないので関心のある機関は連絡を取ることが可能とチャチャート都知事が表明]” April 10, 2023.
(<https://dep.go.th/images/uploads/Downloads/pdf/20190401.pdf>, 2023.5.8アクセス)
- Mimakbang, Pornpawi 2021. “Panhakanshaisithitluaktangkhongkhonphikannaiprathethai [タイにおける障害者の選挙権行使における問題].” *ARU Research Journal Humanities and Social Sciences* 8(1). (<https://so01.tci-thaijo.org/index.php/rdi-arj/article/view/244126>, 2022. 6. 20アクセス)
- Naphatsisakun, Saravut 2010. “Kanlueakpathibatthimaipenthamtobukkhonlomlalaimitamratthammanun Pho

- so 2550: Sueksakaranikankamnotkhunnasombatlaelaksanatonghamkhongsamachiksaphaphutaenr
atsadon [仏暦2550年憲法における破産者に対する差別：人民代表議会議員の欠格条項
に関する研究]” Master of Laws, Assumption University. (<https://repository.au.edu/items/89fef2a0-5f56-4e8b-bdea-cb3dd03ac50>, 2022.9.19アクセス)
- Phaotem, Khawanchai 2021. “*Khadlueaktangthongthinlaewithiphicarana* *khadilueaktangthongthin* [地方
選挙関係事件と審理手続き].” Nititham, Krungthep.
- Praditvitthaya, Sukanya 2006. “*Khoncarnaitamrongtamnaengruanprapachiphongbukkholmlal*
ai: Sueksachapokaranianprapachipraprachakan [破産者の地位または職務従事に関する
制限: 国家公務員を事例として].” Mater of Law, Thammasat University.
- Samnangkankhanakanmakanlueaktang [選挙委員会事務局]2023. “*Loto 0013/2196, 6 Kumphan 2566*
Ruang Kankamnotsathanthilongkhanaenthilueaktangklangsamrapkhonphikanruethupphonlapha
p ruephusung-ayu [仏暦2566年2月6日0013/2196文書 障害者, 身体的弱者または高齢
者向け中央投票所設置場所の決定について].”
- Samnanganlekathikansaphanitbanyathaengchat [国家立法議会事務局] 2016a. “*Ekasanprapokpanphi-*
carana Rangprarachabanyatkanoksiangprachamatirangrattammanun Pho. so. (Khan-
rattamontri Penphusanoe) [仏暦...憲法案に対する国民投票法案審議添付資料 (提案者
内閣)].” (<https://dl.parliament.go.th/handle/20.500.13072/471508>, 2023. 5. 28アクセス)
- 2016b. “*Rainganprachumsaphanitbanyathaengchat Krangthi 19 Wansuk Thi 18 Minakhom 2559*
[仏暦2559年3月18日金曜日第19回国家立法議会会議録].” (<https://dl.parliament.go.th/handle/20.500.13072/500902>, 2023.5.28アクセス)
- 2017. “*Ekasanprapokpanphicarana Rangprarachabanyatprakoprattammanunwaduianlueaktang*
amachiksaphaphutaenrasadon Pho. so. (Khanakammakanrangrattammanun Penphusanoe)
(Lem 2) [仏暦...人民代表議員選挙に関する憲法構成法案審議添付資料 (提案者 憲法
起草委員会) (第2巻)].” (<https://web.senate.go.th/document/approve/676.pdf>, 2023.5.23ア
クセス)
- 2018. “*Ekasanprapokpanphicarana Rangprarachabanyatikanlueaktangsamachiksaphathongthinrue*
phuborihanthongthin Pho. so. (Khanarattamontri Penphusanoe) (Lem 2 *Phakphanuak*) [地方
議会議員または地方首長選挙法案審議添付資料 (第2巻付録)].” (<https://web.senate.go.th/document/approve/752.pdf>, 2023.5.23アクセス)
- Thongkhaw, Cetsada 2019. “*Rainganchabapsombun Krongkanwicairuang Matonkanthangkotmaikaokapk*
anluaktangkhongpikan Tamprarachabanyatprakoprattammanunwaduianluaktangsamachikphut
enratsadon Pho so 2561 [仏暦2561年下院議員選挙に関する憲法構成法に基づく障害者の
選挙権に関する法的方策についての研究報告].”
(https://anfrel.org/wp-content/uploads/2019/08/02.%E0%B8%A7%E0%B8%B4%E0%B8%88%E0%B8%B1%E0%B8%A2%E0%B8%81%E0%B8%8E%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2_%E0%B8%89%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%9A%E0%B8%AA%E0%B8%A1%E0%B8%9A%E0%B8%B9%E0%B8%A3%E0%B8%93%E0%B9%8C_.pdf,
2021.2.9アクセス)

©IDE-JETRO 2024

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>



